

日時 2009年8月26日(水)午後1時30分から午後3時40分
場所 学習院大学2号館3階234教室(東京都新宿区戸山3-20-1)

出席者

委員:高階(会長) 垣内(副会長) 岡田、小口、樽松、大和、舟橋、沼田、小山、近藤、
園江、松本、酒井 各委員

専門部会:小川専門部会員

事務局等:山田文化観光国際課長、原文化観光国際主査、石塚文化資源係長、宮本主任主事、
北見主任主事、小泉主事、原(健)主事

資料

【懇談会資料】

- ・ 資料1:新宿区文化芸術の振興に関する懇談会(第8回)議事(概要)
- ・ 資料1:新宿区文化芸術の振興に関する懇談会(第8回)議事(要旨)
- ・ 資料2-1:文化芸術振興と区民・文化芸術団体・企業・学校・区・財団等に対する期待・役割について(まとめ)
- ・ 資料2-2:文化芸術振興と区民・文化芸術団体・企業・学校・区・財団等に対する期待・役割について(まとめ)
- ・ 資料3-1:懇談会各回における検討内容と報告書の論点・条例素案との関係について
- ・ 資料3-2:新宿区文化芸術の振興に関する懇談会報告書(案)
- ・ 資料3-3:新宿区文化芸術基本条例(素案)
- ・ 資料4:今後の懇談会の進め方
- ・ 参考資料:懇談会(第1回~第7回)の議事(要旨)について

開会

1. 高階会長が懇談会の会を宣言し、開会した。
2. 本日の懇談会の主なテーマが、次の3点であることを会長発言により確認した。
前回のテーマ「文化芸術振興と区民・文化芸術団体・企業・学校・区・財団に対する期待・役割について」に関して、懇談会としてのまとめの確認。
今回のテーマ「新宿区文化芸術の振興に関する懇談会報告書(案)の検討」と「新宿区文化芸術基本条例(素案)の検討」に関する議論とまとめ。この報告書は、新宿区における、文化芸術振興についての、この懇談会としての結論であるとともに、指針となる条例の内容を実現していくための、具体的な取組みが盛り込まれていくものである。
「報告書(案)」と「条例(素案)」に盛り込まれた、文化芸術の振興に関する考え方や取組みについて、これを広く「区民」と共有し、実践していくために、これから踏まえなければならない手続きについて検討する。
以上の3テーマについて、懇談会委員にはそれぞれの立場から活発な意見を出してもらいたい。

議事

1. 第8回会議内容の確認等について(資料1より)
 - (1) 資料1により、前回の議事概要について、事務局から説明を行った。発言内容について、訂正のある場合は9月4日(金)までに事務局へ連絡することを確認した。区ホームページで公表する書式としては資料1の要旨版を用いることを確認した。
 - (2) 高階会長の下命を受け、8月3日(月)・18日(火)に専門部会を開催した。第8回懇談会における会長、各委員の発言内容を整理確認し、条例作成に向け、懇談会の検討課題等を踏まえた意見交換・論点整理を行った。

2. 「文化芸術振興と区民・文化芸術団体・企業・学校・区・財団に対する期待・役割について」
(資料2 - 1、2 - 2より)

(1) 説明・報告

垣内専門部会長及び事務局から、次の3点について説明が行われた。

- ア 前回の懇談会の内容をふまえ、「期待・役割」については、それまでになされた各主体の取り組みに関する議論についてもあわせて整理し、一括して体系的にまとめた。
- イ 同時に、ゴールをイメージできるよう、今日の次のテーマである「報告書(案)」と「条例(素案)」の形で、まとめた。
- ウ 資料2 - 1については、前回の懇談会の内容を報告書のまとめ(案) 条例(案)の形式で示した場合のイメージとして整理した。また、2 - 2については、はそれぞれの分野でどのような発言が出たかを分類・整理した。

(2) 意見交換

- ・第8回の議論における各委員の意見を反映させ、重要なポイントがよく整理されている。
- ・今回は、「報告書(案)」「条例(素案)」の検討に少しでも時間がほしいので、これまでの議論はそれぞれに反映されているということなので、早速そちらの議論に入りたい。

3. 『報告書(案)』と『条例(素案)』、今後の懇談会の進め方について(資料3 - 1、資料3 - 2、資料3 - 3、資料4より)

(1) 説明・報告

垣内専門部会長及び事務局より、「報告書(案)」と「条例(素案)」について、本日、取りまとめていく上で、次の資料の説明を行った。

ア 専門部会の開催および「報告書(案)」と「条例(素案)」について

- ・「報告書(案)」と「条例(素案)」をとりまとめるために専門部会を2回開催した。
- ・「報告書」は懇談会として提出するもの、「条例」は、本来、区がつくるものであるが、当懇談会の検討事項には、「条例(素案)」の作成までも含まれている。そのため、区がつくる条例(案)の前段階の「条例(素案)」についても、懇談会の「報告書(案)」と一体のものとして、取りまとめを行った。
- ・懇談会として、繰り返し議論されてきたのは、行政だけでは文化芸術は振興できるものではなく、また、区民や文化芸術団体だけでも持続的に振興できるものではない。文化芸術に関わる主体がみんな持続的に取り組んでいくことが大切ということであったと思う。この間、議論してきた文化芸術振興の基本的な考え方や取り組みの方向性について、「私たち区民」が、共通の取り組んでいくことが確認されていると思う。

イ 今後の進め方について

- ・「条例(素案)」の部分は、区の法制部門で条例の条文として適切であるか、チェックを受けたのち、正式な条例案としてパブリックコメントを受ける。「報告書」はパブリックコメントの対象にはならない。
- ・この間の検討にあたっては、多くの区民・文化芸術団体にアンケートやインタビューを行い、また、区内の文化芸術施設も訪れ、懇談会に反映してきた。「報告書(案)」についても、アンケートやインタビュー調査にご協力をいただいた団体・施設、そして、広く区民の方にも意見を聞くことで、ここにお集まりの皆様をはじめとして、「私たち区民」が自ら決めていく、共通の取り組みの方針に位置付けていくことになると考え、資料4として整理した「今後の進め方」により、意見聴取を行い、第10回の懇談会で最終のまとめを行うこととした。

今後の進め方について（資料4から）

- ・平成21年 9月 懇談会報告書（案）に対する意見聴取（9月5日～10月5日）
- ・平成21年10月 第10回懇談会
- ・平成22年 2月 区議会提出
- ・平成22年 4月 施行（平成22年4月1日）

ウ 懇談会各回における検討内容と報告書の論点・条例(素案)との関係についてポイントになる点を概説した。（資料3-2）

- ・構成について（1ページ）
- ・文化芸術振興の基本的な考え方（9ページ）への捉え方。
- ・「区民」の概念および「文化芸術振興への基本的視点」について（10ページ）
- ・「文化芸術振興と区民・文化芸術団体・企業・学校・区・財団の役割・責務」について（36ページ）
- ・条例(素案)における「私たち区民」の定義について（40ページ/参照：資料3-3）
- ・「おわりに」における、めざすまちの姿について（43ページ）

（2）意見交換

- ・今回は「報告書(案)」と「条例(素案)」の検討を行う。ここには、昨年12月にこの懇談会が発足して以来、検討を重ねてきた各委員の熱意が込められている。今後、この案は、このまちの文化芸術振興の指針として各主体が皆で共有してもらわなくてはならない。今後、そのための必要な手続きを踏んでいくことになる。
- ・専門部会としては、「色々な意見をなるべく広くまとめ、報告書(案)と条例(素案)をつくり、それを元に再び議論したい。」という会長の指示に基づき、報告書(案)と条例(素案)を作成した。
- ・この報告書(案)は、条例(素案)を含むものとなっている。条例(素案)については、区の法制部門との調整を経て、パブリックコメントにもかけていく。報告書についてはその対象外となる。
- ・懇談会では、区だけが文化芸術振興に取り組むのではなく、区民・文化芸術団体・企業・学校等、ここにお集まりの皆様をはじめとして、「私たち区民」が自ら決めていく、共通の取り組みの方針に位置づけていく、ということが大切であると確認されている。
- ・検討の過程でも、アンケートやインタビュー調査を行ってきたが、報告書(案)について、さらにより良いものとするため、あらためて、団体・施設や、区民に閲覧してもらい、意見をいただいた上で最終の取りまとめを行いたい。
- ・今後のスケジュールとして、予備の回としていた第10回懇談会で最終の取りまとめをし、きっちりと詰めきっていきたい。

《 報告書(案)と条例(素案)の内容について 》

- ・「文化芸術振興の基本的な考え方」については、区の総合計画等で目指している将来像と文化芸術振興の関係性などを基に、その方向性について、懇談会の議論を整理・確認して記述した。
- ・10頁で、「区民」の考え方を明示した。区が基本構想、総合計画等で示すとおり、居住者以外の「働く人」「学ぶ人」「活動する人」も区民に含み、「区民等」とした。
- ・「文化芸術を振興する上での基本的な視点」については、「持続性・継続性」「自主性・独立性」「時間軸・地域性」に加え、懇談会の議論を踏まえ、4つ目の視点として「連携・ネットワーク化」を加えた。

- ・各主体の役割・責務については「文化芸術振興と区民・文化芸術団体・企業・学校・区・財団の役割・責務」に記述した。中でも企業に、区民の一員であるとの認識を期待し、文化芸術振興への貢献を求めたこと。区の責務として、文化芸術活動の推進、文化芸術振興会議の運営、ネットワークやコーディネートの仕組みづくりという3点を盛り込んだ。
- ・条例(素案)第3条で定義する「私たち区民」という概念については、この懇談会の議論を特徴づけるもので、他の自治体の条例にはないものとなっている。
- ・「おわりに」では、「文化芸術創造のまち 新宿」を実現するための指針が条例であり、その方法論が報告書であるという点を示し、各主体が力を合せて継続的に実践していくことが不可欠であることを述べた。

《 討 議 》

- ・企業の役割について、義務を課しているような印象を受ける。自主的な文化芸術活動を展開することは、企業の本来の役割からはズレている。文化振興に意欲のある企業に対して、それを実現しやすい環境を整備した上で、各企業に積極的な取り組みを求める、努力目標のようなものが好ましいのではないか。やりたい企業に対しプロモートするような仕掛けが良い。
- ・企業メセナ協議会に加盟しているような大企業を除き、中小企業などは、大半はやりたくてもなかなか地域貢献ができていない。「期待する」という以上には書けないのではないか。また、「多くの企業が支援を行っている」と断定的な書き方になっているのも気になる。
- ・企業規模の大小を意識して記述することはしていない。報告書では書き方を整理する部分はあるが、法律上の文章の形式をとる条例としては、「期待する」という書き方はしづらい。
- ・各主体の役割や責務については、求めている度合いによって条例全体の性格が出てくるのではないか。「努めていかなければならない」と義務化している条項と、「図るものとする」「努めるものとする」と期待を述べている条項とがある。その辺の整理を行う必要がある。どちらに表現のウェイトを置くのか。それによって各主体の覚悟も違ってくるように思う。
- ・条例は自治体で最も強制力のある施策。これまでは一般的に義務を課す形をとってきたが、近年は理念法的な性格を持つ条例もある。文化芸術基本条例ということからすれば、これからの文化芸術振興に関する指針となる理念条例になる。期待にとどめるのか、もう少し頑張ってもらえるのか、その辺の議論も必要。いずれにせよ、義務化は難しいのでは。
- ・国の文化芸術振興基本法との関係はどう捉えるべきか。
- ・基本法には、自治体の責務として施策の策定と推進を規定しているが、各自自治体が条例を策定せよとは言っていない。基本法も理念法なので罰則等は設けていない。
- ・条例があった方が、政策・施策は推進しやすい。新宿区の掲げる「文化芸術創造のまち 新宿」の実現に向けて、区の自発的意思で進めている条例ということだ。
- ・多様な主体がそれぞれの役割を持って新宿の文化芸術振興をしていくという、画期的なきちっとした考え方が表明されていると思う。ただ、区のやることのメッセージをもう少し強調しても良いのでは。
- ・「私たち区民」の捉え方は面白くて良いと思う。あまり義務的にならず、でももう少し強く。この「区民」という括りをいかしてほしい。
- ・「私たち区民」という概念については、慎重にロジックを組み立てる必要がある。意識としては良いが、行動まで規定されるのはどうか。「文化芸術を支援するもの」と書かれているが、では支援できない企業は区民には入れないのかということになる。
- ・「私たち区民」について、来街者はそういう意識を持っていないはず。説明が必要では。
- ・新宿区の基本構想、総合計画では、「働く人」「学ぶ人」も区民と捉えている。当事者や関係者を含め、もう一步踏み出る形で「私たち区民」と定義した。
- ・各主体のほか、観客や、区外で新宿の文化芸術を支援する者も含め、「私たち区民」としている。「みんなでやっていくんだよね」という議論は懇談会で何回も出ていたこと。

- ・第3条の基本原則をすべて企業に置き換えて読むと、本当に大丈夫かなという気がする。
- ・新宿区の課題とかテーマ設定については大変きちんと書かれているが、それを施策にどうつなげていくのかが、よくわからない。自治体の責務として、施策を回していくということ。そのためのマネジメントシステム、PDCAを動かせるようなルールも示さなければいけない。
- ・文化芸術振興会議がPDCAサイクルを担うしくみと考えている。この会議体は、条例で設置し、調査・検討の後、区長に提言ができる、重みのあり、大変強い効力のある会議体だ。
- ・その会議の内容しだいで、これまで自由に育ってきた新宿の文化の舵取りが変わってしまうような危惧もある。会議の内容が大切だ。
- ・公開制にしたり、会議の内容を積極的に開示したりして透明性を担保し、委員には区民代表も入れるなどすれば良いのでは。
- ・新宿の文化は自由に育ってきたというが、文化には保護も必要だ。受益者負担だけではできない。行政が関与する部分もあって良い。
- ・役割や責務について、「私たち区民」のようにすべての主体にかかってくる規定と、さらに別立てで学校や企業などについて規定しているのは、混乱するのではないか。
- ・基本的にみんなでやろうというのは変わらない。その中で、特に頑張ってもらいたい部分として特記したもの。
- ・企業も同じだが、学校については、義務化される部分が多いと、学校の本来の目的との齟齬が出てくる。
- ・顕彰制度については、予算をあまりかけずに、各主体のやる気を出させる有効な施策だ。
- ・本日、議論した「報告書(案)」と「条例(素案)」について、この懇談会で出た議論をもう一回専門部会でもんでいただき、論点を整理し、反映していただいた上で区民にお見せし、意見を寄せていただくということにしたい。そのための手続きの時間が限られているので、専門部会にその作業をお任せしたい。

(異議なし)

- ・それでは、よろしくをお願いします。

5. 次回日程について

事務局より、下記のとおり日程の確認を行った。

第10回懇談会開催は、10月13日(火)

- ・時間帯は調整中につき、確定次第、各委員に連絡することを確認した。
- 場所：未定

閉会

高階会長の挨拶を以って、15時40分閉会した。

その他

学習院女子大学内の「学習院旧正門」(国重文)、「旧近衛騎兵連隊兵舎」の見学を行った。